

地方独立行政法人神戸市民病院機構 財務諸表の確認方針（案）

地方独立行政法人は毎事業年度、財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後3月以内に設立団体の長に提出し、その承認を受けなければならない。また、財務諸表の承認をしようとする時には、設立団体の長は評価委員会の意見を聴くこととなっている。

財務諸表については、監事及び会計監査人の監査対象となっていることから、評価委員会における財務諸表の確認については合規性及び表示内容の適正性の観点から以下の主要な内容について行う。

	財務諸表 確認事項
提出書類	<p>すべての必要な書類の提出（法第34条及び規則第10条）</p> <p>財務諸表：貸借対照表，損益計算書，利益の処分又は損失の処理に関する書類，キャッシュ・フロー計算書，行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書</p> <p>添付書類：事業報告書，決算報告書，監事及び会計監査人の監査報告書</p> <p>提出期限の遵守（法第34条）</p> <p>財務諸表及び添付書類の当該事業年度の終了後3月以内の提出</p> <p>事業年度の整合性（法第32条）</p> <p>毎年4月1日から翌年3月31日</p> <p>記載事項</p> <p>重要な会計方針，注記等の遺漏の確認，（表示科目）</p> <p>計数の整合</p> <p>合計等の基本的な計数の整合</p> <p>書類相互間における数値の整合</p> <p>主要表と附属明細書との整合・書類相互間の整合等</p>
監事・会計監査人意見	<p>監査報告書(監事・会計監査人)の考慮すべき意見の確認（法第34条2）</p> <p>監事の理事長又は設立団体の長への意見提出（法第13条）</p>
運営費負担金	運営費負担金に係る会計処理の適正
業務実績の確認その他	<p>事業報告書の確認</p> <p>利益及び損失の処理等の遺漏の有無（第40条）</p> <p>短期借入金の限度額超過の有無（第41条）</p> <p>余裕金の不適切な運用の有無（第43条）</p> <p>重要な財産の不適切な処分等の有無（第44条）</p>